

\* 引き上げ分にかかる消費税収の使途の明確化について

平成26年4月1日に引き上げとなった地方消費税収は、地方消費税交付金として交付され、その引き上げ分については全額を社会保障費の財源として活用しています。引き上げ分の地方消費税交付金を活用した事業は次のとおりです。

### 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられた社会保障施策経費(令和4年度決算)

(歳入) ·地方消費税交付金(社会保障財源化分) 1. 8千万円

(歳出) ·社会保障施策経費 3億2千万円

(単位:千円)

事業名	経費	財源内訳	
		特定財源	一般財源
社会福祉	障害者福祉事業	22,778	16,116
	高齢者福祉事業	37,791	170
	児童福祉事業	43,951	11,678
	母子福祉事業	411	80
	小計	104,931	28,044
社会保険	介護保険事業	53,041	4,272
	国民健康保険事業	42,882	24,567
	後期高齢者事業	39,633	13,103
	小計	135,556	41,942
保健衛生	保健衛生事業	58,795	2,681
	予防事業	17,842	12,227
	小計	76,637	14,908
合計		317,124	84,894
* 地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、上記事業の一般財源の一部となっています。			